

講演会

「障害者差別解消法」

共生社会の実現をめざし、
成立までの経緯と法律の概要、今後の展望を説明

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行され、障害を理由とする差別を禁止し、合理的な配慮を行うことが事業者に求められています。高齢社会が進み、高齢者やおからだの不自由な方の社会参加が一層進む昨今、各事業者が適切な対応をしていただくためには、正しく法律を理解する必要があります。どのようなことが「不当な差別的取り扱い」にあたるのか。求められる「合理的な配慮」とは。「障害者差別解消法」について、成立の背景や概要を中心に解説いたします。

アビリティーズは、2001年に全国の主要な障害者団体等と連携し、法律制定をめざして「全国ネットワーク」を組織し、国会内外で運動を展開してきました。法律は2013年に国会で成立し、2016年4月施行されました。

法律の趣意や政府の取り組み、また、社会全体に徐々に始まっている変化についてお話します。

日 程 : 2018年11月7日(水)16:00～

* 終了後、懇親会を行います(無料)。お気軽にご参加下さい。

会 場 : アビリティーズ・ケアネット株式会社 泉州営業所
和泉市府中町6-11-19(裏面地図参照)

参加費 : 無 料

定 員 : 30名 (事前にお申込みください)



講師 : 伊東弘泰

NPO法人日本アビリティーズ協会会長
アビリティーズ・ケアネット株式会社 代表取締役会長兼社長
(一社)障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク会長
元内閣府・障害者政策委員会 差別禁止部会副部会長／元・早稲田大学客員教授

<プロフィール> 1歳のときにポリオに罹り下肢マヒとなる。1966年早稲田大学商学部卒業。身体障害を理由に100社以上の企業から就職試験を断られたことから、心身に障がいのある人たちの自立生活と社会参加を実現する「アビリティーズ運動」に取り組む。「保障よりも働くチャンスを」、「世の中に無能力者はいない、あるのは能力者だけだ」をスローガンとして掲げ、大学卒業後すぐに日本アビリティーズ協会(現・特定非営利活動法人)を設立。同年心身に障害のある人たちの働く場作り、就労、雇用の促進をめざし、株式会社による重度障害者雇用企業、日本アビリティーズ社(現・アビリティーズ・ケアネット株式会社)を設立して今日にいたる。

FAX 0725-47-1131

セミナー申込書

下記必要事項をご記入の上、FAXにてお申送ください。

★ 受講受付が確定次第、FAXにてお知らせ致しますので、FAX番号は必ずご記入下さい。
申込締切準備の都合上、11月2日(金)までにお願い致します。

セミナー内容

□ 11月7日(水) 16:00～

テーマ：「障害者差別解消法」について

講師：NPO法人日本アビリティーズ協会会長 伊東 弘泰

勤務先：

職 種： ケアマネジャー・看護師・SW・PT・OT・介護士・
ヘルパー・福祉用具専門相談員・官庁職員・
その他()

お名前：

ご住所： 〒

お電話： — — FAX — —

ご意見、ご質問、講習内容に関してご関心のあること等ありましたらご記入下さい。

アビリティーズ・ケアネット(株) 泉州営業所

Tel.0725-47-1151

大阪府和泉市府中町6-11-19



営業時間/9:00～18:00
営業日/月曜から金曜日
休業日/土曜・日曜・祝祭日

■デイサービス
■福祉用具レンタル販売
■居宅介護支援事業所
■住宅改修



*駐車場・バリアフリートイレ完備

